

契約締結前に交付する書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

※お客様は、当社との契約にあたり、この書面の内容をよくお読み下さい。

商号 株式会社ジャパン・ファンド・マネージメント

所在地 ○ 本店 : 〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋3-1-34-406

○ 大阪オフィス : 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4-1100
大阪駅前第4ビル10階・11階

○ JFM
トレード・スタディールーム : 〒530-0022 大阪府大阪市北区浪花町4-20
JFM大阪天満ビル2階

連絡先 0120-284-430 (コールセンター受付) / 06-6353-4776

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。

登録番号 近畿財務局長(金商)第385号

1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

2. 提供する投資助言の内容及び方法

当社は、お客様との投資顧問契約に基づき、国内株式に関する投資判断に関して助言を行います。助言は、以下のサービス区分に従って行います。通学講座を含む①～③のコースでは、別途、教材（テキスト及びDVD）のご購入をいただきます。教材は、初回の講座受講日に配布します。

①ベーシックコース（90分通学講座×5回）

コース内容	契約期間	報酬額（税別）
初心者向の株の基礎理論講座及び銘柄配信サービス。 ベーシックコースでは、5回の講座（通学／1回90分）を通じ、株の基礎理論・現物買い理論・テクニカル理論を学びます。ベーシックコース会員へは、契約期間中、下記④銘柄配信サービスが配信されます。	3ヶ月 （自動更新無）	140,000円

※別途、教材（テキスト及びDVD）のご購入をいただきます。

教材代として、上記報酬とは別に140,000円（税別）をお支払いいただきます。

②マスターコース（90分通学講座×5回）

コース内容	契約期間	報酬額（税別）
中級者向の株の理論講座及び銘柄配信サービス。 マスターコースでは、5回の講座（通学／1回90分）を通じ、株の信用取引・空売り・デイトレード理論を学びます。マスターコース会員へは、契約期間中、下記④銘柄配信サービスが配信されます。	3ヶ月 （自動更新無）	240,000円

※別途、教材（テキスト及びDVD）のご購入をいただきます。

教材代として、上記報酬とは別に240,000円（税別）をお支払いいただきます。

③デイトレスキャルピングコース（120分通学講座×5回）

コース内容	契約期間	報酬額（税別）
上級者実践デイトレードスキャルピング講座及び銘柄配信サービス。 デイトレスキャルピングコースでは、5回の講座（通学／1回120分）を通じ、ベーシックコース及びマスターコースで学んだ理論をベースに、より実践的なトレード・デイトレスキャルピングトレード（数秒～数十秒間）手法を学びます。デイトレスキャルピングコース会員へは、契約期間中、下記④銘柄配信サービスが配信されます。	6ヶ月 （自動更新無）	290,000円

※別途、教材（テキスト及びDVD）のご購入をいただきます。

教材代として、上記報酬とは別に290,000円（税別）をお支払いいただきます。

④銘柄配信サービス

サービス内容	契約期間	報酬額 (税別)
当社独自の分析に基づき値上がりが見込まれる推奨銘柄情報、マーケット情報、投資戦略情報を、週1回メール配信します。また、大きなマーケットの変動や特に注目する銘柄が生じた場合は、その都度メールにて情報を配信します。	1ヶ月 (自動更新無)	20,000円

※月単位のサービスです。月の途中から申込まれた場合でも料金は月単位で発生します。

⑤プライベートコンサルティング (60分個別相談)

サービス内容	契約期間	報酬額 (税別)
投資に関する個別コンサルティングの希望者に対して、電話又は対面で、個別コンサルティングを行います。個別コンサルティングの日時は、顧客と相談の上、個別に決定します。	1日 (自動更新無)	60分 10,000円

※) 上記報酬額については、お客様に、別途国が定める消費税をご負担いただきます。消費税率の引き上げ等により報酬にかかる税金等の金額が変更される場合は、別段の手続を行わなくとも変更後の税率が賦課されるものとします。

※) 上記「報酬額」の他、お客様負担となる費用は、以下のとおりです。

- ・報酬の支払方法を「銀行振込」を選択した場合に発生する銀行振込手数料
- ・電子メールの受信等に必要なインターネット通信の回線費用やプロバイダ料金、証券会社等が提供するソフトを利用する場合のソフト料金や通信費

3. 報酬等について

投資顧問契約によりお客様が当社に支払う報酬の額は、以下に定める通りとします。

(1) 報酬体系

当社は、お客様と取り交わす投資顧問契約に基づき、お客様のサービス区分に従った助言報酬をいただきます。なお、当社では、不定期に割引キャンペーン等を実施しており、キャンペーン期間中は、上記と報酬額が異なる場合がございます。

(詳しくは、上記「2. 提供する投資助言の内容及び方法」をご参照下さい。)

(2) 報酬の支払時期

報酬は、前払いとし、サービス開始までにお支払いいただきます。

※サービス開始までにお支払が確認できない場合、当社の助言サービスを提供できない場合がございます。

(3) 報酬の支払方法

報酬は、「現金」「銀行振込」「自動口座引き落とし」「クレジットカード決済」「PayPal 決済」のいずれかにより、一括でお支払いいただきます。

※「銀行振込」を選択した場合の振込手数料は、お客様負担となります。

(4) 契約期間

契約期間は、お客様のサービス区分に従った期間とします。

(詳しくは、上記「2. 提供する投資助言の内容及び方法」をご参照下さい。)

(5) 中途解約の場合

中途解約に関しては、「5. クーリング・オフの適用」をご参照下さい。

4. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する国内株式についてのリスクは、次の通りです。

① 株価変動のリスク

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

② 株式発行者の信用リスク

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用取引

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

5. クーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次の通りです。なお、セットでご購入いただく教材代（テキスト及びDVD）については、返金対応は致し兼ねますのでご注意ください。

1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、契約締結時の書面（電磁的方法による場合を含む。以下同じ。）を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③契約の解除に伴う報酬の精算は、次の通りとなります。なお、ベーシックコース、マスターコース、デイトレスキヤルピングコース、プライベートコンサルティングの場合で、契約の解除日時時点で「初回の講座開始日」や「相談指定日」が到来していない場合は、「投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合」として対応します。

■投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合（全サービス共通）：

投資顧問契約締結のために通常要する費用（教材代（テキスト及びDVD）、封筒代、通信費等）相当額をお支払いいただきます。

■投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：

<期間契約サービスの場合>

- ・対象：銘柄配信サービス
- ・日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をお支払いいただくこととします。

<回数契約サービスの場合>

1) 対象：ベーシックコース、マスターコース、デイトレスキヤルピングコース

- ・助言回数（受講講座回数）割り計算した報酬額（契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの受講済講座回数÷契約期間中に行うこととなっている総受講講座回数×契約期間に対応する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をお支払いいただくこととします。

2) 対象：プライベートコンサルティング

- ・プライベートコンサルティングは、1回60分の都度契約であり、相談指定日が到来し、プライベートコンサルティングサービスを受けた後の返金には応じないものとします。

※計算の結果生じた一円未満の端数は切り捨てます。

※報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金します。

※契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただかないものとします。

2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の5日前までの書面による意思表示で契約を解除することができます。契約の解除の場合は、上記「1) クーリング・オフ期間内の契約の解除」に記載する精算方法に従って対応します。

6. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

7. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき
（詳しくは、上記「5. クーリング・オフの適用」を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

8. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

9. 当社の苦情処置措置について

1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。

当社の苦情等の申出先は、下記「11. 会社の概要」の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会(※)から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電話：0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 ※祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

※) 一般社団法人 日本投資顧問業協会に関する情報

名称：一般社団法人日本投資顧問業協会

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8 東京証券会館 7 階

電話：03-3663-0505

10. 当社の紛争解決処理について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

1 1. 会社の概要

資本金	1,000 万円
役員の氏名	代表取締役 松尾 泰次 取締役 松尾 昭子 取締役 土田 陽子 監査役 松尾 榮之
主要株主	松尾 泰次 (代表取締役)
分析者・投資判断者	松尾 泰次
助言者	松尾 泰次
当社への連絡方法 及び 苦情等の申出先	以下の電話番号、メールアドレスにご連絡下さい。 ○電話番号 0120-284-430 (コールセンター受付) ○電子メール info@j-f-m.jp
加入協会	当社は、一般社団法人 日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。 また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。
他の事業	不動産業 不動産コンサルティング業 セミナー事業 (スクール運営) パソコン販売・システムコンサルティング業